

《表》許可する廃棄物の種類等 下表の基準を満たしていない場合には投入できません。

種 類	例	条 件 及 び 性 状 等
動植物性残さ (生ごみ)  一般廃棄物	食品の売れ残り、食品の食べ残し、調理残さ、魚アラ、茶殻・コーヒーかす、キャベツ 等  注) 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において使用した固形状不要物は産業廃棄物に該当するため搬入不可。	1 生ごみに限る。 2 著しい飛散性、臭気がないこと。 3 水分やガスが著しく漏れる状態でないこと。 4 多量の油分・溶剤の混入がないこと。 5 設備に対し、物理的あるいは生物処理上影響を及ぼすおそれのある不適物の混入がないこと※。

※物理的な影響を及ぼすおそれがある不適物の例

石、土砂、ブロックなどのコンクリートくず、木くず、布類（ロープ含む）、紙類（厚紙、ダンボール、新聞紙等）、皿等の陶磁器類、びん等のガラス類、缶等の金属類、羽毛などの水に浮く物、ガスボンベ等の爆発物、吸着剤等水膨潤性を有する物

※生物処理上影響を及ぼすおそれのある不適物の例

毒物・劇物、殺虫・除草剤、薬品、たばこ

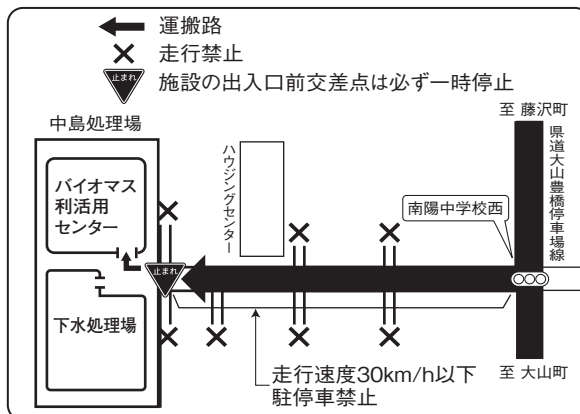
（注記）

- 上記の廃棄物でも次に該当する場合は、投入を許可しません。
  - 粉塵の発生又はそのおそれのあるもの。
  - 発火性があるもの又はそのおそれのあるもの。
  - 有害ガス・腐食性のガスが発生するもの又はそのおそれのあるもの。
  - 一般廃棄物と産業廃棄物が混合されているもの。
  - その他、施設管理者が不適当と認めるもの。
- 「条件及び性状等」に記載していない事項については、廃棄物処理法の基準によります。
- その他、施設管理者が特に必要と認めたものは、この限りではありません。
- 県道大山豊橋停車場線の交差点（南陽中学校西）から中島処理場入口までの区間は走行速度30km/h以下を厳守してください。
- 中島処理場の出入口前交差点では、標識に従い必ず一時停止をしてください。
- 午前9時から午後4時以外でのバイオマス利活用センターへの車両搬入及び指定運搬路の走行はできません。
- 投入時間内にバイオマス利活用センター内が混雑する場合は、退避所を利用してください。投入時間内・投入時間外を問わず、指定運搬路にて待機・駐車はしないでください。

周辺案内図



指定運搬路



# バイオマス 利活用センター 利用の手引き (事業者用)

## 豊橋市

◎投入許可に関すること

環境部廃棄物対策課（市役所西館5階）

豊橋市今橋町1番地

電話 0532-51-2410

◎施設の運営に関すること

上下水道局下水道施設課（中島処理場内）

豊橋市新野新田町字中島75番地の2

電話 0532-46-2854

下記の許可対象者が、市の処理施設において廃棄物の処分を受けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けてください。

### ◎処理施設

施設名：バイオマス利活用センター  
所在地：豊橋市神野新田町字中島75番地の2

### ◎許可対象者

市内の事業所から発生する廃棄物を自ら処理することが困難と認められる事業者

### ◎許可する廃棄物の種類等

- 1 市内から発生する廃棄物であって、《表》に掲げるとおりとします。
- 2 廃棄物の投入にあたっては、事前に発生を抑制し、再生利用、資源化に努めてください。

### ◎許可する廃棄物の量

一事業所あたり1日2tかつ月50t以内としますが、施設の管理上、制限する場合があります。

### ◎投入時間と休日

- 1 時間 (1) 午前9時から正午まで  
(2) 午後1時から午後4時まで
- 2 休日 (1) 土曜日、日曜日及び祝休日  
(2) 年末年始の施設休業日  
(3) その他管理者が必要と認める日

### ◎投入料金

種類	一般廃棄物 動植物性残さ(生ごみ)
料金	10kgごとに50円

### ※備考

- 1 10kg未満は10kgとみなします。
- 2 料金は、廃棄物カード又は現金で支払ってください。廃棄物カードは事前に資源化センター（住所：豊橋市豊栄町字西530番地 TEL：0532-46-5303）の事務所に購入してください。

### ◎投入許可の手続き

搬入希望者は、廃棄物を搬入する前に次の書類を提出し、許可を受けてください。

- 1 投入許可申請書（廃棄物対策課ホームページから取得できます）
- 2 申請場所  
環境部廃棄物対策課（豊橋市役所西館5階）  
※緊急の搬入を希望する場合は申請場所へ相談してください。TEL：0532-51-2410
- 3 投入許可証は車両ごとに発行しますので、必ず許可車両で搬入してください。
- 4 資源化センターへの投入許可証では投入できませんので、搬入施設の欄をよく確認し搬入してください。
- 5 施設内での分別はできませんので、必ず事前に分別をして搬入してください。

### ◎搬入時の注意

- 1 《表》に掲げる廃棄物以外は搬入できません。
- 2 投入許可証は、投入品目（種類）を許可するもので、その物の性状等によっては、施設で受け入れられない場合もありますので、事前に廃棄物対策課で条件及び性状等を再度確認のうえ搬入してください。
- 3 運搬中に廃棄物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講じるなど、廃棄物処理法、交通法規等を厳守してください。
- 4 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全に支障が生じることがないように、対策を講じてください。
- 5 バイオマス利活用センターへの出入りの際は、裏面の指定運搬路を必ず通行するとともに、(注記)の記載事項を厳守してください。
- 6 袋を用いて投入する場合は、中身の確認できる袋（透明、半透明）で搬入してください。袋の厚さは、豊橋市指定袋と同程度としてください。搬入に使用したフレコンバッグ等の容器は投入できません。中身を出してお持ち帰りください。
- 7 土は落として搬入してください。
- 8 生ごみを紙袋や新聞紙などで包まないでください。

### ◎処理施設での注意

- 1 チェックインで許可証を提出するとともに、荷台のシート等を取外して係員による確認と計量を受けてください。
- 2 投入が認められた場合は、投入場入口で係員の投入指示を受けてください。
- 3 投入場所において係員の指示に従い内容の確認を受け、自ら廃棄物を投入してください。
- 4 上記1及び3の確認の結果、受入基準に不適合と認められた場合は、投入できませんので引き取ってください。
- 5 投入後は、チェックアウトで空車計量し、料金を支払ってください。
- 6 廃棄物を搬入する際は、常に投入許可証を携行し、係員等から閲覧を求められた場合は、これを提示してください。
- 7 施設内安全管理上、車両高3.5m以下、車幅2.49m以下、最遠軸距(ホイールベース)7m以下、車両最大積載量12.9t以下及び場内速度20km/h以下並びにピット投入時安全ベルトの着用等を厳守してください。
- 8 汚水タンクが満水など、スロープ登坂中に流出のおそれがある場合は、チェックイン時に申し出てください。
- 9 廃棄物搬入後は、周辺道路に臭気、汚水等を飛散させることのないように、必要に応じてバイオマス利活用センター洗車棟にて汚れを洗い落としてください。その際、指示に従って洗車してください。

### ◎その他の留意事項

- 1 市外で発生した廃棄物の搬入はできません。
- 2 法令若しくは本手引きに違反した場合又は虚偽若しくは不正の事実を発見した場合は、投入許可の取消し等の措置をとることがあります。
- 3 施設内では、施設管理者が保安上並びに管理上指示する事項を厳守してください。
- 4 故意又は過失により処理施設に損害を与えたときは、賠償をしていただきます。